

知的障害者の「生活の自律」とそのために必要な支援

—アメリカ・カリフォルニア州における調査を踏まえて—¹

岡部 耕典（早稲田大学）

E-mail k_okabe@waseda.jp

1. はじめに

（１）障害者の自立生活支援をめぐる政策と制度の現状

- ・2002年 障害者基本計画
- ・2005年 障害者自立支援法

（２）障害者の権利条約の履行

- ・自立生活支援の概念と制度の再構築
- ・障害者権利条約 第19条「自立した生活[生活の自律]及び地域社会へのインクルージョン」

地域社会で生活する平等の権利の確保のために必要な措置

- 障害のある人が、他の者と平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。
- 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会の支援サービス（パーソナルアシスタンスを含む。）にアクセスすること。
- 一般住民向けの地域社会サービス及び施設[設備]が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要[ニーズ]に応ずること²

（３）知的障害者のための地域自立生活支援

知的障害者の在宅サービスにおける具体的問題

権利条約第19条の要請	対応する現行知的障害者在宅サービスの問題
(a) どこでだれとどのように暮すかの自由の確保	入所施設でも親元でもない地域生活の場が、グループホーム／ケアホームしか想定されていない。
(b) パーソナルアシスタンスを含む地域自立支援サービスの確保	身体障害者には存在する重度訪問介護等の長時間見守り型居宅介護の支援類型が存在しない。（知的障害者に対するパーソナルアシスタンス制度の実質的な不在）
(c) 一般住民向け地域社会サービス及び施設の利用保障	日中活動の場として想定されているのは障害者のみが通う通所施設（デイサービス）である。

- ・問題解決の鍵となるのは(b)が求める「知的障害者のパーソナルアシスタンス」
- ・サポータードリビング・サービス（Supported Living Services以下SLS）
- ・カリフォルニア州発達障害局(State of California Department of Developmental Services 以下DDS)

¹ ＊本研究は、厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業 平成20年「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究（研究代表者勝又幸子）」の研究成果の一部である。（総括研究報告書 pp.39-65）

² 条約訳文は、長瀬・東・川島編(2008pp.207-297)の「川島聡＝長瀬修仮訳(2008年5月30日)」に準拠する。

2. カリフォルニアの知的／発達障害者の自立生活支援

(1) 調査の概要

2008年8月31日より9月7日まで米国カリフォルニア州の州都であるサクラメントにて資料及び情報収集を中心とする調査研究をおこなった。具体的には、DDSを訪問し、SLSを中心とする知的／発達障害者に対するパーソナルアシスタントの利用による自立生活支援の実施状況に関する調査及び政策的課題に対する情報収集と意見交換をおこない、併せて関連事業所及び知的／発達障害者関連サービスの支給決定とサービス購入を担う民間委託福祉事務所であるリージョナルセンター(Regional Center)等の訪問を実施した。

(2) サポートドリビング・サービス (SLS)

親や後見人と同居ではなく住居を所有／賃借してコミュニティに暮らす知的／発達障害者に対して、「(A) 自分自身の家での生活 (B) 地域活動への参加 (C) 個人の可能性の実現を目的としてライセンスをもつSLS事業者によって提供されリージョナルセンター(Regional Center以下RCともいう)によって購入される支援サービス」³

[サービスの概要]

- ・ 1980 年代半ばから開始され、1995 年に正式に制度化
- ・ カリフォルニアの知的／発達障害者の居住支援の中核を占めるサービス
- ・ 2007 年度における州全体の利用者数は 5,535 名、総利用額は、276,582,693 ドル、一人当たり利用額では、最大値 486,880 ドル、平均値 49,972 ドル、中央値 26,488 ドル、最小値 584 ドル
- ・ SLS 以外の主たる知的／発達障害者に対する居住支援サービス
Independent Living
Residential Facility(Community Care Facility) ≒ グループホーム
※SLS は「住居の提供と支援サービスが完全に分離され、利用者は自分の住居に対して所有者／賃借者として障害のない者と同等のコントロール権をもつ支援」と定義され、グループホーム支援とは明確に区別
- ・ SLS の基本方針 …The lanterman developmental disabilities services act 4689 条(a)項
 - ① 利用者は、障害のない者の通常の生活様式において支援をうける。
 - ② 利用者のニーズが変われば支援サービスも変更される。
 - ③ だれとどこで暮らすのかは利用者が決める。
 - ④ 自分の家の環境をコントロールするのは利用者自身である。
 - ⑤ サービス提供は、その利用者が自分自身の生活の在り方を選択し、他の者へ従属することなく永續する関係を築きあげることへの支援を目的とする。
 - ⑥ サービスは、利用者のニーズや選好に合わせて柔軟に調整される。
 - ⑦ サービスは、最も効果的な時期に、利用者が暮らす場所で、日々の活動に際して提供される。
 - ⑧ 障害の種別や重さを理由としてサービスの提供から排除されることはない。
- ・ SLS サービスの概要 …同条(c)項
 - ① 利用者のニーズのアセスメント
 - ② 自分の家を探し、改装し、維持することに対する支援
 - ③ コミュニティにおける無償のナチュラルサポートを増やすための支援の輪(circles of support)の促進
 - ④ アドボカシーとセルフ・アドボカシーの促進

³ Title 17,54302(a)(66)

- ⑤ 雇用上の目的の達成
- ⑥ 社会／行動／日常生活スキルのトレーニングと支援
- ⑦ 24 時間の緊急対応
- ⑧ 生活必需品や備品の確保と維持
- ⑨ パーソナルケア／支援者（IHSS⁴のヘルパー、隣人による有償援助、有償のルームメイト等を含む）の募集・教育・雇用

「ただし、この範囲に限定されるものではない」

・ DDSホームページによる説明⁵

SLS とは「利用者が日常生活を自分自身でコントロールし、意義ある選択ができるように支援することを通じ、人間関係の促進／コミュニティへの完全な参画／長期にわたる人生のゴールの達成を援助することであり、その利用者の生涯にわたり、専ら障害の程度には依らず、必要なとき必要なだけ、利用者の必要（ニード）の変化に応じてフレキシブルに提供されるサービス」である。

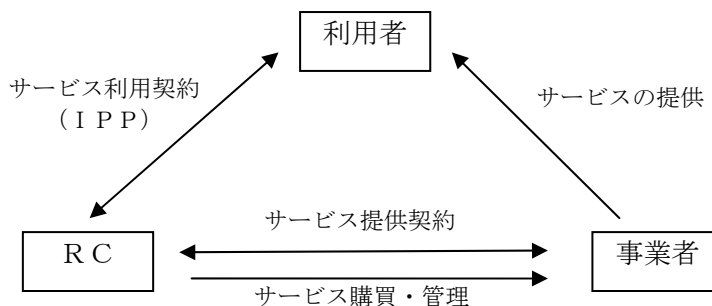
サービスの概要は、以下のようなことがらに対する支援を含み、個別支援計画（Individual Program Plan 以下 IPP）作成のプロセスにおいて利用者と協議し決定される。

- ① 住居を選択し引越する。
- ② パーソナルアテンダントやハウスメイトを決める。
- ③ 家事や身の回りの整理をする。
- ④ あたりまえの日常生活を送り緊急時に対処する。
- ⑤ コミュニティの活動へ参加する。
- ⑥ 金銭を管理する。

[サービス提供方式]

- ・ サービスの提供：認可を受けた SLS 事業者（SLS provider）がおこなう
- ・ 事業者と契約するのは利用者ではなくリージョナルセンター（サービス費用の支払いと同時に提供されるサービスに対する直接責任を負う）
- ・ IPPミーティング(IPP Meeting)の結果確定したサービス提供が記載されたIPPにリージョナルセンターの代表者と利用者の双方が署名することでそのサービス提供に係る費用はランタマン法によりエンタイトルメントされる⁶。（図 1）

（図 1）



- ・ リージョナルセンターは毎年予算管理のためにこれまでの購買実績と決定されている IPP に基づきサービス総購買量のフォーキャストを立て DDS に提出。
- ・ DDS は各リージョナルセンターからのデータを取りまとめ州議会に対して予算請求。

⁴ In-Home Supportive Service とは米国のいわゆる障害ヘルパー制度である。DDS ではなく、カリフォルニア州社会サービス局（California Department of Social Services）が所轄する。

⁵ <http://www.dds.ca.gov/LivingArrang/SLS.cfm> （2009.1.30）

⁶ 署名された IPP は個別支援計画であると同時に利用者とリージョナルセンター責任者の双方が合意した支給決定通知書となる。

- ・ SLS において提供される支援の具体的内容は IPP ミーティングを通じて「個別に」「テイラーメイドで」決められ、おおまかなサービス提供のガイドラインがあるだけで、日本の居宅介護のようなサービス類型の細分化／提供する便宜内容の細かい縛り／一律かつ厳格に求められる公定単価といったものは存在しない。DDS と各リージョナルセンターの間には提供が可能な事業者を選択決定し個別のサービスプランに基づいてその購入費用を協議調整するためのおおまかな目安となるレート（標準価格）は決められているが、それはあくまでフレキシブルかつネゴシアブルなものであり、利用者ひとりあたりの支給量の上限も存在しない。

【サービスの特徴】

- ・ パーソナルアテンダント（personal attendant）
- ・ ハウスメイト(house mate)
- ・ 住み込みアテンダント(living attendant)
- ・ パーソナルアテンダントは、狭義の介護だけでなく日中の移動支援や金銭管理等の手伝いも行い、マントワーマンの就労支援をおこなうジョブコーチを兼ねることもあるというフレキシブルで個人的／包括的な援助者。
- ・ 自分のアテンダント／メイトを選定するのは基本的に知的／発達障害をもつ利用者本人である。
- ・ コミュニティ生活に必要な「支援の輪(circle of support)」を形成するために有償のアテンダントに加えてコミュニティにおける通常の有償・無償のリソースやナチュラルサポートを使うことは奨励。
- ・ 家事援助等のために部分的に IHSS などの他類型のサービスを組み合わせることも可能。
- ・ コーディネーター(coordinator)利用者と相談しながら SLS のアテンダント／メイトを束ね、さらにコミュニティの支援を含むサービス調整をおこなう。

※アテンダント／メイトが 24 時間対応する条件：①医療的ニーズ、②コミュニケーション、③判断能力、④服薬等の自己管理能力、⑤問題行動などにより必要と認められること。

（３） リージョナルセンター（RC）

- ・ カリフォルニア州全体で 21 か所あり、知的／発達障害者にかかわるケースワーク・支給決定・サービスの購入管理を一元的におこなう公設・民営方式⁷の福祉事務所。
- ・ リージョナルセンターの主たる機能：①利用資格(eligibility)の有無と基本的なサービスニーズの有無を判定するインテーク及びアセスメント機能、②支給決定と一体化した個別支援計画（IPP）を作成する IPP ミーティング、③支給決定されたサービスを購入し調整する購買機能、④利用状況の定期的なモニタリングとサービスの質の確保

【インテーク及びアセスメント】

- ・ 電話でのアポイントをうけて 15 営業日以内にインテーク面接
- ・ 2 週間に一度開催されるアセスメント・チームミーティングにおいて利用資格の判定（ランタマン法 4512 条(a)項に記述された発達障害者の定義に該当するかどうかについて簡便なチェックシート式の判定書(Eligibility Statement)）に基づいておこなわれ、必要に応じ医学的・心理的な追加検査をおこなうこともあるが医学的な診断そのものが資格要件ではない)

⁷ カリフォルニア州がボランティアベースの理事会によって運営される非営利団体と委託契約を結ぶ。

[IPP ミーティング]

- ・正式なリージョナルセンターの利用者(client)には、ニーズを認定するためのプランニングチーム(Planning Team。通常は単に The Team)が結成される。
- ・最小限のチーム構成メンバーは利用者本人及びサービスコーディネーター(regional center service coordinator)リージョナルセンター側の判断や利用者からの求めの応じ、その家族や友人、支援者等及びコーディネーター以外のスタッフも参加可能。
- ・ランタマン法により、チームの話し合い(team talk)においては「自分自身の決定に際して必要な情報はすべて提供されなくてはならない」。そのため、必要に応じて言語／コミュニケーションの支援者がつけられ、また話し合い全体が利用者本人にわかりやすいものとなることが心がけられる。
- ・チームは、ランタマン法に定められたパーソンセンタード・プランニング(Person-Centered Planning 以下 PCP)に則り、IPP を作成するための共同作業をおこなう。

※具体的には、利用者本人から「どこで生活したいか」「どのように毎日を過ごしたいのか」「誰と暮らしたいのか」「将来の夢や希望」といったことを聞き、その実現の手立てについて話し合う。特別な検査や専門家による一方的な判定ではなく、日常生活において誰しもが考えなくてはならないことを利用者と一緒に検討し合意形成を行っていく。

[サービスの購入と調整]

- ・利用者と IPP で合意（契約）されたサービスの購入及び管理はリージョナルセンターが行い、候補とする事業所は基本的に利用者の選択である。

※具体的には、リージョナルセンターの購買担当者が候補とされた事業所に引き合いをだし、対応が可能であるとの第一次返答を受けて利用者情報が開示。それを受けて事業所のコーディネーターが利用者に対して 20 時間程度のアセスメントをおこない、サービス内容や利用時間数を含めた具体的なサービス提供プランとその費用見積りを示し、サービス購入が合議・決定される。なお、サービス開始後 3 ヶ月毎に購買担当者によるチェックがある。

- ・所得や利用量に係らずサービス利用に対する自己負担はない。
- ・サービス購入予算は州の一般財源から拠出されるが、メディケイドウェイバー・プログラム (Medicaid Waiver Program) ⁸であるSLS購買費用の 50%は連邦政府が義務的に負担。

[地域移行の受け皿として]

- ・2007 年度カリフォルニア州における 18 歳以上のリージョナルセンター利用者 113,078 人のうち 22,705 人(20.1%)がグループホームに居住。ILS や SLS を利用して「自分の家」で暮らす者は 19,490 人(17.2%)。
- ・10 年前に比べて、グループホームの居住者は 3,367 人の増加（全体比では 3.2%の減少）となる一方で、ILS や SLS を利用して自分の家で暮らす者は 7,334 人の増加（全体比では 1.9%の増加）。
- ・同期間で入所施設の利用者は 3,874 人から 2,650 人へと 1,224 人(31%)減少し、全体に占める構成比は現在 2.3%（2.6%減）。

※リージョナルセンター自体の利用者が 10 年間で総利用者が 33,515 人(42%)も増加していることか

⁸ 入所施設ではなく地域生活を選択することによって、入所施設の財源であるメディケイドから地域生活支援の費用が支出されるしくみ。

らグループホームの利用者数も増加しているが、構成比の変化は、知的／発達障害者の地域移行がさらに進展するなかで、その受け皿がグループホームから SLS のような「支援付き自立生活」にシフトしつつあることを示している。

(4) セルフディレクテッド・サービス (SDS)

- ・セルフディレクテッド・サービス (Self-Directed Services 以下 SDS) : リージョナルセンターが提供する知的／発達障害者のためのダイレクトペイメントシステム。
- ・1990 年代にロバート・ウッド・ジョンソン 財団の助成をうけて全米で活発化しパイロットプロジェクトがおこなわれた自己決定運動(Self-determination movement)⁹が制度化されたもの。
- ・カリフォルニア州では、1998 年に DDS が 5 つのリージョナルセンターでパイロットプロジェクト¹⁰を開始し、その成果を踏まえて 2005 年 7 月 19 日に州知事が署名、ランタマン法 4685.7.条を根拠法として制度化された。その後 2007 年初旬に開始予定だったが、SDS ウェイバー(SDS Waiver)¹¹の認可が遅れているため、2009 年 1 月現在まだ実施されていない。

[理念と原則]

- ・自己決定運動の理念(vision)である「知的／発達障害者も適切な支援があれば自己決定ができる」が受け継がれ、制度化にあたり、以下の 4 つの原則(principle)を確認。

自分の生活のために必要な支援計画を立てることの「自由(freedom)」
一定額の資金を自分でコントロールする「権限(authority)」
地域生活のために必要な資源や支援者を調整することへの「支援(support)」
セルフアドボケイトとしてのリーダーシップに対する「承認(confirmation)」

[サービスの概要]

- ・SDS の利用資格(eligibility) : (1)3 歳以上、(2)ランタマン法に規定する知的／発達障害者、(3)入所施設、グループホーム、デイサービス、作業所 (sheltered Workshop) 等の集団処遇サービス(services provided in congregate setting)の提供をうけていないこと
- ・SDS 利用のためには IPP の作成が必要。IPP で決定に従いサービスを購入するのは利用者本人。
- ・**個別予算(Individual Budget 以下 IB)** : 決定された必要なサービスを購入するための給付。その利用者自身、もしくは年齢・居住形態・障害の種別と状態・スキル・地域移行中か否かという 5 つの観点においてその利用者と同等の特徴をもつ他の利用者のいずれかの過去 2 年間のサービス購入費用実績平均の 90%を基準として決定される。
- ・残りの 10%のうち、5%はイレギュラーな IB 利用¹²に備えてそのリージョナルセンターの SDS 利用者全体のためのリスクプール(Risk Pool)として確保され、5%はリージョナルセンター間の調整財源として州の一般財源(General Fund)に戻される。
- ・IB の費目は、地域生活支援のためのパーソナルアシスタンスを中心とする地域生活支援(Community Living Supports)、移送サービスの利用等の移動交通(Transportation)、職業カウンセリングやコーチング等の就労支援(Employment Support)、車椅子やコミュニケーション補助器具の購入や住宅改造などの環境・医療的支援(Environment/Medical Support)、訪問看護やカウンセリングなどの保健

⁹ 自己決定運動については、Stroman(2003)、岡部(2004)、岡部(2006)等を参考のこと。

¹⁰ Self-Determination Pilot Projects <http://www.dds.ca.gov/SDS/PilotProjects.cfm>(2009.130)

¹¹ SDS に連邦政府のメディケイドの財源を利用可能とするウェイバープログラム。

¹² DDS の説明資料には「新たに新居を探す」「大怪我あるいは大病をする」などが例示されている。

臨床サービス(Health and Clinical Services)、地域生活のために必要な教育やトレーニング(Training and Education)の 6 つの区分に分けられており、費目間の予算移動は上下 10%の範囲で実施段階において利用者自身の判断で可能¹³。

- ・ **金銭管理サービス(Financial Management Services以下FMS)**：給付等の入出金や税金の納付を含む事業者やアシスタントへの支払い、また支出報告書の作成等のIBの管理等を支援する認定支援者（支援事業）。利用者本人やその親がFMSを行うこともできるが、他のFMSと同様一定の資格要件(qualification)が課せられ、また利用者のIBやリージョナルセンターからは報酬を受けることはできない¹⁴。
- ・ **サポートブローカー (Support Broker : 以下 SB)**：利用者が個々のサービスを利用するための支援を行う。PCP のプロセスに参加し IPP 及び IB の作成段階から利用者の自己決定を支援し、その後 IB によって利用できる IPSD ウェイバープログラム(Independence Plus Self-Directed (IPSD) Waiver Program) で認められた 24 種のサービスの利用やサービス事業者(Service Provider)との交渉を支援する。SB にも有償と無償の両方の形態があるが、利用者自身や親が SB をおこなう場合は無償に限られかつ一定の資格要件が課せられることは FMS と同様。
- ・ **SDS事業者(SDS Provider)**：資格要件がある。また、利用者の求めがあれば犯罪履歴のチェックを受けなくてはならない¹⁵。一方で、他のリージョナルセンターのサービスとは異なり、事業者は利用者と直接契約を結び、またサービス単価等も利用者と事業者との間の調整で決定されるネゴシヤブルなものとなる。

3. まとめ ～日本へのインプリケーション

今回の調査研究によって、米国カリフォルニア州ではすでに 90 年代からSLSという知的障害者に対するフレキシブルな長時間見守り型支援（パーソナルアシスタンス）が制度化されグループホームのオルタナティブとして知的障害者の地域移行推進の受け皿となっていること、そのような施策の推進と不可分な基盤として①地域での自立とインクルージョンのために必要な支援を権利としてエンタイトルメントする法制度②合議調整に基づく¹⁶ニーズ本位の支給決定システム③サービス提供及び購買主体としての行政責任の担保というリージョナルセンターを中核とする運営システムがあること、さらにその延長に知的障害者の自己決定を最大限尊重し加えてサービスのさらなるフレキシビリティを確保するためのダイレクトペイメントによるサービス利用システムとしてSDSが制度化され実施が目前に迫っていることが確認された。

①知的障害者に対しても「生活の自律」の確保を求める障害者権利条約の批准と障害者自立支援法が推進する更なる脱施設と地域移行を両立させるためには、今後の日本においても、従来の事業所主導型の居宅介護やグループホーム／ケアホームのオルタナティブとなるSLSのようなパーソナルアシスタンスを活用しつつ「自分の家」で暮らす「生活の自律」やSDSのような「支援を受けた自己決定(Supported Decision Making)」¹⁷に基づく「支援の自律」を可能とするシステムの改革が急務となる。

そのためにまず求められるのは、知的障害者に対する現行の居宅介護制度の質的・量共々の見直しである。まだ絶対数は少ないが、日本でもSLSに勝るとも劣らない実践が居宅介護をベースとしてすでに

¹³ 10%を超える費目間の移動が不可というわけではないが、事前にリージョナルセンターとのネゴシエーションが必要となる。

¹⁴ 有償は Paid/Hired FMS、無償は Non-Paid/Designated FMS と呼ばれる。有償の FMS には、利用者に代わって雇用主代理となる Fiscal Employer Agent(FE/A)と利用者と共同して雇用主の機能を補完する Agency With Choice(AWC)の 2 種類がある。

¹⁵ FMS の業務には犯罪歴のチェックが含まれる。

¹⁶ 交渉決定モデル（岡部 2006）参照のこと。

¹⁷ <http://www.inclusion-europe.org/documents/Position%20Supported%20Decision%20Making%20EN.pdf> (09.01.30)

行われている¹⁸。その成果や得られた知見を踏まえることで、②身体障害者を対象とする長時間見守り型介護（パーソナルアシスタンス）として既に制度化されている重度訪問介護を知的障害者へも対象拡大し、併せて自治体要項や国庫負担基準の見直しを含め、「自分の家」で暮らす知的障害者に対する支給時間の抜本的な増大を図ることを当面の政策課題として確認しておきたい。

さらに、③より根本的な改革と政策を定着させるための基盤整備として、障害程度区分と認定審査会に基づく現行の支給調整方式の抜本的改革及びグループホーム／ケアホームのみならず居住サポート事業や成年後見制度の「改変」¹⁹等も含む現行の地域生活／居住支援制度全体の見直し／再構成が必要と考えられる。これらについての検討は、今後に残された課題としたい。

引用・参考文献

California Department of Developmental Services

[http://www.dds.ca.gov/\(2008.01.06\)](http://www.dds.ca.gov/(2008.01.06))

California Department of Developmental Services (2000) "MORE THAN

A MEETING A Pocket Guide to the Person-Centered Individual Program Plan Revised Edition"

California Department of Developmental Services

California Department of Developmental Services(2008) "Individual Program Plan Resource

Manual" California Department of Developmental Services (邦訳：カリフォルニア州発達障害局

編著(2004)『障害者福祉実践マニュアル アメリカの事例・本人中心のアプローチ』明石書店)

California Department of Developmental Services "SELF-DIRECTED SERVICES YOU ARE IN

CHARGE" California Department of Developmental Services

California Department of Developmental Services(2008) "SELF-DIRECTED SERVICES MY LIFE

MY PLAN SERVICE PROVIDER" California Department of Developmental Services

California Department of Developmental Services(2008) "SELF-DIRECTED SERVICES MY LIFE

MY PLAN PARTICIPANTS AND FAMILIES" California Department of Developmental

Services

California Department of Developmental Services(2008) "LANTERMAN

DEVELOPMENTAL DISABILITIES SERVICES ACT AND RELATED LAWS" California

Department of Developmental Services

カリフォルニア・ピープルファースト編・秋山愛子・齋藤明子訳(2006)『私たち遅れているの？〔増補

改定版〕』現代書館

京極高宣(2008)『障害者自立支援法の課題』中央法規出版

長瀬修・東俊裕・川島聡編著(2008)『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院

North Bay Regional Center ed.(2008) "GUIDE TO NORTH BAY REGIONAL CENTER" North Bay

Regional Center

岡部耕典(2004)「支援費制度における利用者本位の受給支援システムの検討—アメリカの自己決定／受

給者本位モデルを参照して」社会福祉学 Vol45-1 号

岡部耕典(2006)『障害者自立支援法とケアの自律—パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』

明石書店

ピープルファースト東久留米編(2007)『知的障害者が入所施設ではなく地域で暮らすための本—当事者

と支援者のためのマニュアル』生活書院

定藤丈弘・北野誠一監修(2002)『アメリカの発達障害者権利法—「ランターマン法」の理論と実際』明

石書店

State of California(2001) "PERSON-CENTERED PLANNING Building

Partnerships and Supporting Choice" [http://www.dds.ca.gov/Publications/](http://www.dds.ca.gov/Publications/docs/Person_Ctrd_Planning.pdf)

[docs/Person_Ctrd_Planning.pdf](http://www.dds.ca.gov/Publications/docs/Person_Ctrd_Planning.pdf) (2008.01.06)

Stroman, Duane, F. (2003) "The Disability Rights Movement: From

Deinstitutionalization to Self-Determination" University Press of America

寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治(2008)『良い支援？—知的障害／自閉の人たちの自立生活と支

援』生活書院

¹⁸ ピープルファースト(2007)、寺本等(2008)等を参照。

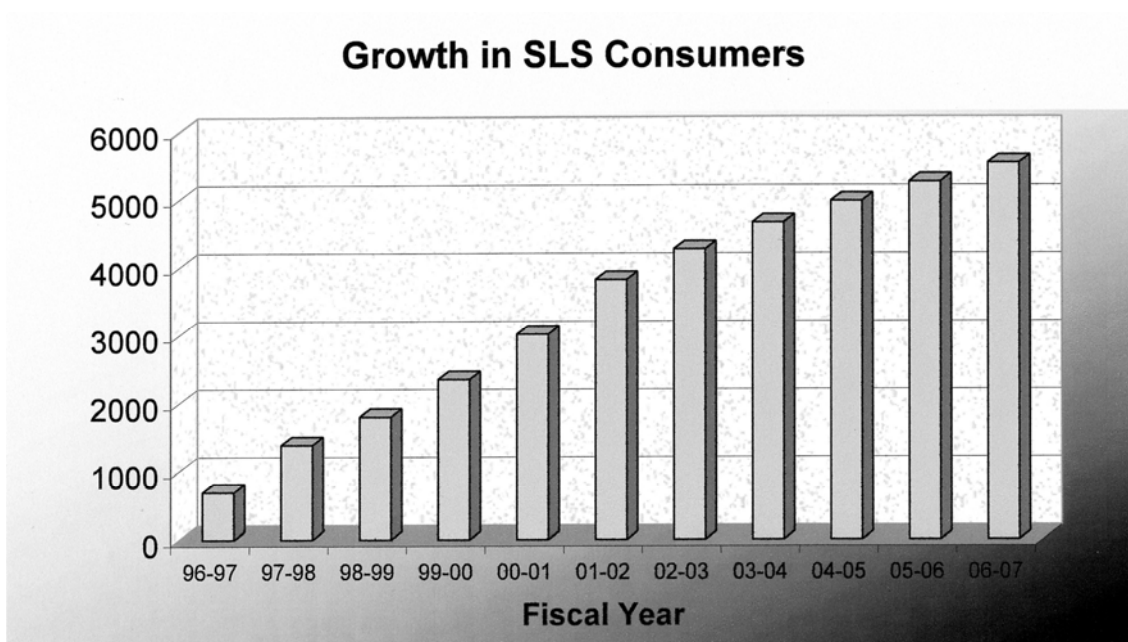
¹⁹ 障害者権利条約が求める「支援を受けた自己決定」と現行の成年後見制度とのあいだには大きな隔た
りがある。

【資料 1】 サポートドリビング(Supported Living)とは...²⁰

- ・サポートドリビングとは…障害の種別・軽重にかかわらず、親の家でもグループホームでもないアパートや家で住みたい人たちのためのサービスです。
- ・リージョナルセンターは…サポートドリビングの事業者と契約し、パーソナルアシスタントの費用の支払いをします。家賃・日常雑貨費・電話代・ケーブル TV 費用などの余暇活動の費用を含む生活費については利用者が負担します。(SSI あり) その他、MediCal(メディケイド: 医療扶助の CA 版)、精神保健サービス、職業訓練、IHSS (In-Home Supportive Service: ホームヘルプサービス) などが利用可能です。
- ・サポートドリビング・サービスでは…どこで暮らすか／誰の支援をうけるか／家に誰を入れるか／家でなにをするかは、あなたが選択します。
- ・サポートドリビング・サービスが支援するのは…お金の管理／家事／調理／買い物／医療受診や服薬／交通機関の利用や移動／学びたいこと／あなたが自分のためにしたいこと／あなたが誰かのためにしたいこと、などです。
- ・サポートドリビング・サービスはあなたやあなたの家族と一緒に…あなたがなにを望み必要としているかを知ること／住むところを探すこと／アシスタントや支援者を見つけること／(支援者として同居する) ルームメイトを選び、さらに雇用し、訓練すること)／あなたが安心して暮らせるように 24 時間の見守り(back up)支援をおこなうこと／事業所やアシスタントの都合ではなくあなた自身のやり方(routine)で暮らせるようにすること／なにか問題がおこったらそれを解決すること／あなたがもっともっと決定し(decision)選択する(choice)こと、を支援します。
- ・カリフォルニアの法律 (the Lanterman Act) には、「あなたは、地域で暮らすために必要な福祉や支援をうける権利をもっている」と書いてあります。
- ・カリフォルニアに住む発達障害者は、自分の望む暮らしをするための福祉をうける権利を持っています。ランターマン法には、「あなたが望めば、サポートドリビング・サービスを使って、地域生活に必要な支援をうけ、グループホームではなくあなた自身の家で暮らすことができる」と明記されています。
- ・サポートドリビング・サービスを受けたい人は、地域のリージョナルセンターのサービスコーディネーター(ソーシャルワーカー／ケースワーカー)に相談し、IPP ミーティング (Individual Program Plan Meeting: 個別支援計画策定会議) でそのように訴えなければなりません。ミーティングの結果、あなたを含めた IPP ミーティングのメンバーの合意ができれば、あなたの IPP (Individual Program Plan: 個別支援計画) にサポートドリビング・サービスが付け加えられます。
- ・IPP の役割は、あなたが地域で自立して暮らすために必要な目標やサービスを関係者の間で確認することです。リージョナル・センターは、あなたが欲するサービスの選択を支援し、様々な事業所(agency)やプログラムを紹介する義務があります。また、サポートドリビング・サービスについてもっと知りたければ、いろいろな事業所を訪問し見学することができます。

²⁰ Protection & Advocacy, Inc. (知的／発達障害者の権利擁護機関) 発行の "Supported Living" の当事者向け紹介パンフレットより筆者が訳出。

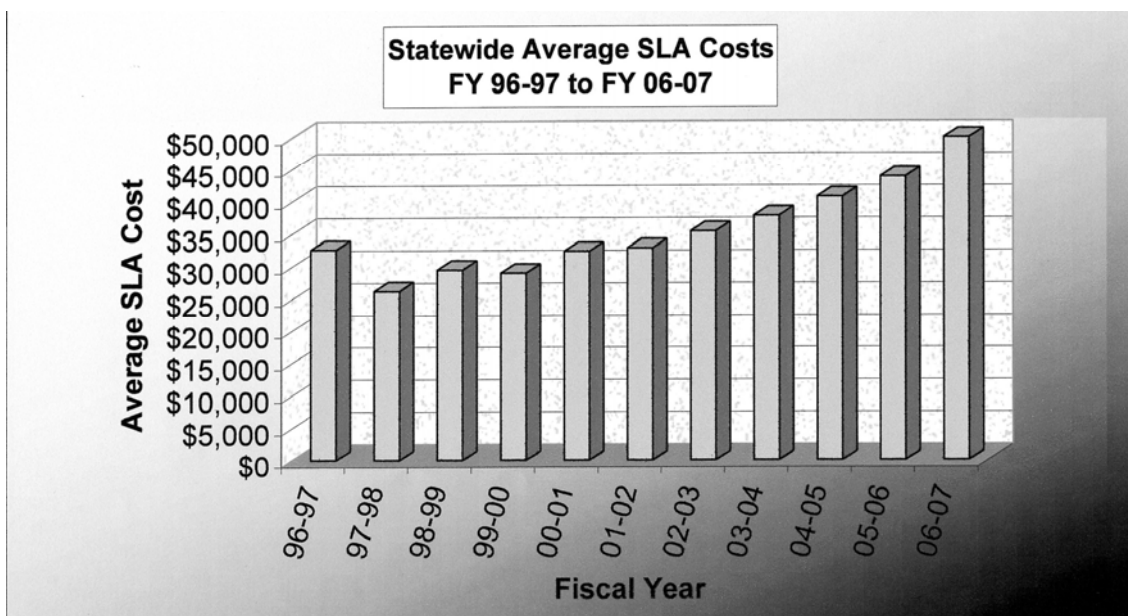
【資料 2】



Department of Developmental Services
Source:CDER and UFS Data

Prepared:1/15/2008

【資料 3】



Department of Developmental Services
Source:CDER and UFS Data

Prepared:1/15/2008

INDIVIDUALS RECEIVING SUPPORTED LIVING SERVICE (SLS)
PURCHASE OF SERVICE COSTS STATEWIDE AND BY REGIONAL CENTER
FISCAL YEAR 2006-2007

Regional Center	Number of Individuals		Purchase of Service						
	SLS Svc. Codes	Other Svc. Codes	SLS Service Codes	Other Service Codes	Total SLA Cost	Maximum SLA	Mean SLA	Median SLA	Minimum SLA
Statewide	5,535	5,256	\$227,692,710	\$48,899,983	\$276,592,693	\$486,880	\$49,972	\$26,488	\$584
Alta	302	297	\$37,583,386	\$3,728,241	\$41,311,627	\$353,086	\$136,342	\$138,064	\$600
Central Valley	61	60	\$2,689,628	\$610,640	\$3,300,268	\$176,884	\$53,230	\$37,573	\$250
East Bay	256	243	\$17,829,922	\$3,319,811	\$21,149,733	\$486,880	\$82,616	\$75,622	\$11,606
East Los Angeles	132	127	\$6,470,188	\$1,519,480	\$7,989,667	\$209,882	\$60,528	\$46,290	\$3,786
Far Northern	123	122	\$6,540,430	\$1,640,708	\$8,181,137	\$231,032	\$66,513	\$67,238	\$17,347
Golden Gate	348	321	\$11,190,646	\$3,932,087	\$15,122,733	\$214,587	\$43,456	\$22,730	\$2,118
Harbor	434	405	\$3,122,147	\$1,805,767	\$4,927,914	\$88,156	\$11,355	\$8,202	\$141
Inland	682	620	\$7,634,233	\$1,870,884	\$9,505,117	\$98,317	\$13,937	\$11,654	\$962
Kern	388	383	\$13,166,393	\$3,043,993	\$16,210,386	\$352,980	\$41,779	\$21,062	\$851
Lanternman	52	48	\$3,641,634	\$1,019,805	\$3,641,634	\$295,315	\$89,643	\$49,807	\$5,251
North Bay	414	406	\$7,756,777	\$3,256,618	\$11,013,395	\$176,189	\$26,602	\$18,035	\$5,273
North Los Angeles	232	218	\$14,958,084	\$2,491,106	\$17,449,190	\$232,310	\$75,212	\$71,298	\$7,846
Orange	166	155	\$10,791,037	\$1,346,978	\$12,138,016	\$200,713	\$73,121	\$68,069	\$5,227
Redwood Coast	361	360	\$12,274,115	\$4,355,550	\$16,629,665	\$312,371	\$46,066	\$19,343	\$584
San Andreas	244	210	\$17,258,138	\$2,208,767	\$19,466,906	\$237,267	\$79,782	\$77,950	\$9,988
San Diego	132	121	\$7,649,745	\$1,105,409	\$8,755,154	\$135,123	\$66,327	\$66,514	\$16,661
San Gab/Pomona	95	87	\$2,589,071	\$646,845	\$3,235,916	\$402,155	\$34,062	\$18,027	\$166
South Central LA	71	66	\$1,547,731	\$544,247	\$2,091,978	\$120,773	\$29,464	\$27,977	\$1,088
Tri-Counties	453	426	\$25,209,035	\$4,918,370	\$30,127,405	\$433,383	\$66,506	\$48,516	\$6,327
Valley Mountain	437	437	\$8,653,252	\$3,061,561	\$11,714,813	\$250,288	\$26,807	\$11,601	\$1,325
Westside	180	167	\$9,137,118	\$2,473,116	\$11,610,234	\$198,695	\$64,501	\$55,362	\$6,018

NOTE: This table presents data for consumers receiving Supported Living Service (SLS) through the entire fiscal year 2006-2007 which were billed to service code 896. Only consumers for whom such costs were reported in the first and last months of fiscal year 2006-2007 were included in our analysis, under the presumption that these consumers received Supported Living Services for the full year. Since costs are reported in arrears, some data variance may occur due to when the data is collected. Data collection occurs within the first quarter of the calendar year, allowing costs reported 6 months after the end of the fiscal year to be represented. This table also includes consumers who received services in addition to SLS (i.e. transportation, day program, etc; represented in the "Other Service Codes" column). The combination of SLS Service and Other Service codes represents a consumer's Supported Living Arrangement (SLA). Statewide numbers reflect SLA POS expenditures and consumer numbers regardless of consumer Supported Living Arrangement (SLA). Statewide numbers reflect SLA POS expenditures and consumer numbers regardless of consumer catchment area movement. Regional center numbers reflect only SLA POS expenditures and consumer numbers that are regional center specific and does not capture total SLA POS expenditures for consumers who received services in more than one catchment area. The sum total number of consumers reported by regional center may slightly exceed the total number of consumers reported on the statewide line due to this variance in data collection.

【資料 5】

The Essential Supported Living Arrangement Home: A Checklist of Similarities and Differences Among Service Types			
Criterion	Service Type		
	Supported Living	Independent Living	Residential Facility
Regulatory Requirements	Department of Developmental Services, Chapter 3, Subchapter 19.	Department of Developmental Services, Chapter 3, Subchapter 5.	Set by Department of Social Services (Licensing) and Department of Developmental Services, Chapter 3, Subchapter 4.
Service Definition	"Supported Living Service(s)(SLS) " means those services and supports...which are provided by a SLS vendor, paid for by the regional center, and support consumers' efforts to: (A) Live in their own homes, as defined in Title 17, Section 58601(a)(3) ; (B) Participate in community activities to the extent appropriate to each consumer's interests and capacity; and (C) Realize their individualized potential to live lives that are integrated, productive, and normal; --Title 17, §54302(a)(66) [Service Code: 896]	"Independent Living Program" means a community-based day program that provides to adult consumers the functional skills training necessary to secure a self-sustaining, independent living situation in the community and/or may provide the support necessary to maintain those skills. Independent living programs focus on functional skills training for adult consumers who generally have acquired basic self-help skills and who, because of their physical disabilities, do not possess basic self-help skills, but who employ and supervise aides to assist them in meeting their personal needs...." --Title 17, §54302(a)(31) [Service Code 520]	"Facility" means a licensed community care facility as defined in Health and Safety Code section 1502(a)(1), (4), (5) or (6); or a licensed residential care facility for the elderly as defined in Health and Safety Code section 1569.2(k), which has been vendorized as a residential facility by a regional center pursuant to the requirements of Title 17, California Code of Regulations, Division 2, Chapter 3, Subchapter 2." --Title 17, §56002(a)(15) [Service Code Owner Operated - 905] [Service Code Staff Operated - 915]:
Community Care Facility Licensing	Specifically exempted from Community Care Licensing pursuant to Health and Safety Code Section 1505(l).	No licensing required. Considered a community-based day program that does not use a facility for its activities or training.	Licensing and monitoring by Department of Social Services and subject to Community Care Licensing regulations.
Relationship between Services and Housing	No connection between delivery of services and control of housing. Consumer may change providers without having to move from residence.	Varies from integral relationship to no relationship, depending on whether consumer lives in provider-controlled housing or in family home or own home. Consumer may or may not have to change residence if desiring to change provider.	Integral relationship. Facility license is issued to owner/operator who is accountable for providing care and supervision. Consumer must move from facility to receive services of a different provider, unless ownership of facility changes.
Extent of Consumer Control over Residence	Same as exercised over a home by a homeowner or renter without disabilities.	Varies, according to provider relationship to housing, and whether housing is consumer's family home or own home.	The licensee must meet certain regulatory requirements that may include some restrictions on consumer's alteration and personalization of space, roommate choice, and control over entry to the facility.
Consumer vendorization for own service provision	Allowed if consumer meets vendorization requirements.	Prohibited.	Prohibited.

Program Advisory- WHY SLS HOMES NOT LICENCED.wpd